指定管理者に関するモニタリングシート 黄色のセルを施設担当課が記入

1 施設の概要

(モニタリング実施年度: 令和 5 年度)

施設の名称	鴻池新田会所	指定期間	3 年度~ 4 年度								
心設の石が	(特他利田云川	指定の方法	単体施設を指定管理								
施設所管課	人権文化部 文化室 文化財課	連絡先	06-4309-3283								
設置目的	市民の郷土理解と文化的向上に貢献することを目的とし、広く市民の観覧及び使用に供するため鴻池新田会所を設置するもの。										
施設内容·業 務内容等	国史跡・重要文化財 鴻池新田会所は10,662㎡の敷地に本屋、蔵、居宅などの伝統的な建物群と庭園がある。指定管理者には施設の維持管理と展示・体験事業等活用事業を委託している。										
指定管理者	公益財団法人 東大阪市文化振興協会	連絡先	06-6745-6409								
人員体制	正規職員 3 人 パート	・・アルバイト	1 人 その他 0 人								

2 管理運営状況等

年度		実績					今年度(予算)			次年度(見込)					
		十段	令和 2 年	度	令和	3 年月	茰	令和 4	年度	令和	5	年度	令和	6	年度
管理形態			指定管理		指定管理			指定管理							
供用(開館)日数			2	95		29	6	287		休館		休館			
指定管理委託料(千円)		理委託料(千円)	34,1	88		34,18	8		34,188						
利用	1	入館者数(人)	3,8	71		4,67	6		5,805	補足 の影響によ			ウイルス感染症り臨時休館。		
状況指標	2	施設使用者数 (人)	1	73		37	8		387		R2.3.2~R2.5.22 R3.4.25~R3.6.20				
	3									補足 説明					

3 モニタリングの総括

「個別評価」(自動表示): S=チェック項目が全て〇、A=×がなく「得点」が中間点以上、 B=×がなく中間点未満あるいは×が1個で「得点」が中間点以上、C=×が2個以上。 「最終評価」(任意決定): 個別の評価結果を踏まえて、評価者の裁量で決定する。

		E):個別の評価結果を踏まえて、評価者の裁量で決定する。 施設担当課のモニタリング							
ᆍᆖ	タリングの観点	個別評価 SABC	評価できる点や要改善事項						
A行政視点	施設の設置目 的が達成でき、 事業の継続性 が期待されると ともに、市民の 安全の確保が 図られている か?	Α	文化財保護法により指定された国史跡及び市内唯一の重要文化財である施設の設置目的を理解しており、事業の継続性も期待できる。古建築のため避難経路表示は制限されているため、避難訓練等はされているが、平成9年の一般公開から変わっていないため、他市の取組を参考にしながら改善を検討する必要がある。						
• 運 営	人員・予算等の 資源を管理し、 快適に施設や 設備等を利用 できる環境を整 備しているか?	S	文化財保護法を遵守しながら、国史跡・重要文化財である施設に適した建物管理を実施している。						
Cサービス	平等な利用の 確保及びサー ビス向上が図ら れているか?	S	英語・中国語・韓国・朝鮮語での外国人向けの説明文(QRコード読取)や看板が設置されている。しかし古建築のためバリアフリーではないため、対策を考えていく必要がある。						
D市民視点	市民の声が反 映される管理・ 運営が行われ ているか?	S	利用者アンケートを実施することで、利用者のニーズの把握に努めている。						
E効果・効率性	施設の効果を最 大限発揮しようと するとともに、管 理経費の縮減が 図られている か?	S	コロナ禍で利用者数が減少傾向にあったが、イベントやワークショップなどを積極的に行ったこともあり、元に戻りつつある。						
法令等遵	法令や各種規 則等を理解し、 遵守すること で、社会的責任 を果たしている か?	S	各種関係法令についての情報共有がされている。						
		最終評価 (任意設定)	再オープンに向けて新たな取組を検討するなど、市内で唯一の重要文化財建 造物である本施設の魅力を伝えるよう努めて行く必要がある。						